

「二本松市議会基本条例（素案）」に関するパブリック・コメント提出意見の要旨及び意見に対しての考え方について

No.	提出意見の要旨	意見に対しての考え方
1	第2条、第3条、第15条に書いてあることは当然のことで、条例で決める必要があるのでしょうか。	条例として規定することで、議員の役割や議会に関する基本的事項をより明確にしようとするものです。
	第6条の解説に会派の結成根拠とありますが、今までの会派結成の根拠はどこにあるのでしょうか。	会派制による議会運営に関する事項については、「二本松市議会会派及び各会派代表者会に関する要綱」において規定しております。
	第12条に「法第96条第2項の規定に基づく議会が議決すべき事件については、別に条例で定める。」とありますが、解説には「地方自治法第96条第1項に定められている議決事項以外で、議決案件とすべき重要なものについては、同法第96条第2項で条例で定めることができる旨規定されており、」とあります。地方自治法にあるのなら、決める必要はないのでしょうか。	地方自治法の規定を踏まえ、条例においても規定することで、地方自治法第96条第1項に定められている事項以外のものを議決事件とする場合の手続きを明確にするものです。
	第20条に「この条例との整合を図らなければならない。」とありますが、すでにあるもので整合を図るものはないのでしょうか。	現時点で既に存在する議会に関する条例や規則等に関しましては、整合が図られているものと考えております。
	二本松市市政運営基本条例や二本松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例のように、存在意義が分からない条例が多い。今度の条例も実効性があるのでしょうか。	実効性を十分に確保するため、議会全体で積極的に取り組んでいくこととしております。
	二本松市市政運営基本条例にも見直しがありますが、時期を明らかにしなければ、実行されることはなく、無意味ではないのでしょうか。	時期に拘ることなく、必要に応じて随時、内容の見直しを行うこととしております。